

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	20 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年7月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から 52 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に退社して、同年 7 月に市役所で国民年金の加入
手続を行った。加入当初の国民年金保険料は、納付書により銀行で、そ
の後は集金により夫の分と一緒に納付したのに私の保険料が未納とされ
ていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の任意加入者の資格取
得日から昭和 53 年 3 月以降に払い出されたと推認され、その時点で申立期
間は、国民年金保険料の過年度納付が可能な期間である。

また、申立期間は9か月と短期間であり、申立人は夫婦二人分の保険料
を集金人に一緒に納付したと主張しているところ、申立人の夫の保険料は
納付済みとなっている。

さらに、当時集金人は、担当区域の被保険者分の納付書を市役所から受
領し、納付書に基づき集金しており、申立人は、集金人から申立人の納付
書が手元に届いていないことを伝えられ、国民年金加入時に納付書を発行
してもらい、銀行で納付していたと思うなど、納付状況について具体的に
申述していることから、申立期間の保険料は納付書により過年度納付した
と考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民
年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和54年10月から55年12月まで
② 昭和56年7月から57年3月まで
③ 昭和58年12月から59年3月まで
④ 昭和60年1月から同年3月まで
⑤ 昭和61年4月から62年3月まで
⑥ 昭和62年6月から同年7月まで
⑦ 平成6年4月から7年3月まで

私は、昭和52年9月ごろ親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。56年ごろから銀行の口座引き落としにより保険料を納付したが、残高不足により引き落としできなかった場合には、後日納付書が送られてきて、ボーナス時にまとめて納付していたので申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、申立人の夫が昭和60年12月20日の過誤納調査決定決議により、同年7月から同年9月までの国民年金保険料が過誤納とされ、58年10月から同年12月までの保険料に充当されている一方、申立人にも同日の決議で60年4月及び同年5月の保険料が過誤納とされているが、還付決定時に納付可能な未納期間がある場合には未納期間に充当すべきところ、申立人については、充当処理されず還付の扱いとされていることから、申立期間③及び④は納付されたと考えるのが自然である。

一方、申立期間①、②、⑤、⑥及び⑦については、当該期間は複数回に

わたっているところ、申立期間①については、申立人自身が納付しなかった可能性を認めており、申立期間②、⑤及び⑥については、オンライン記録、特殊台帳及びA市の被保険者名簿のいずれも未納と記録されているほか、一緒に保険料を納付したとする申立人の夫は申立期間②の一部を除き未納と記録されている上、申立期間⑦についても一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も未納と記録されている。

また、申立人は、当該期間に係る保険料の納付についての記憶が不鮮明のため、具体的な納付状況は不明である上、申立人が、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和58年12月から59年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年10月から58年9月まで
② 昭和59年1月から60年3月まで
③ 昭和61年4月から62年3月まで
④ 昭和62年6月から同年7月まで
⑤ 平成6年4月から7年3月まで

私は、昭和56年に会社を退職した後個人事業所に勤め、国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。保険料は銀行の口座引き落としにより納付したが、残高不足により引き落としできなかった場合には、後日納付書が送られてきて、ボーナス時にまとめて納付していたので申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。また、昭和57年度については免除申請を行っており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとする申立人の妻は、申立期間①のうち、昭和57年4月から58年3月までの期間は夫婦共に保険料の免除申請を行ったことを記憶しており、申立人の妻については、同期間が申請免除期間とされている上、申立人が所持する年金手帳の記載から、申立人がA市において56年6月に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できることから、世帯主である申立人の保険料の免除申請も行われていたと考えられる。

一方、申立期間①の残余の期間、申立期間②、③、④及び⑤については、当該期間は複数回にわたっており、オンライン記録、特殊台帳及びB市の

被保険者名簿のいずれも未納と記録されている上、申立期間①の残余の期間及び申立期間②の一部の期間を除き、一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も未納と記録されている。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻は、申立期間に係る保険料の納付についての記憶が不鮮明のため、具体的な納付状況は不明である上、申立人が、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

千葉国民年金 事案 2668

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 48 年 3 月まで

私の国民年金については、妻が加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、私の領収書は残っていないが、妻の分は領収証書があり納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和47年2月16日に連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦が所持する領収証書により、申立期間直後の48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、夫婦同日に納付していることが確認できる。

また、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料を昭和48年9月26日に過年度納付していることが領収証書により確認でき、申立期間は21か月と比較的短期間であることを考え合わせると、その妻が申立人の保険料も一緒に過年度納付したのと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年3月まで

私は、夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫の分と一緒に夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきた。申立期間について、私の領収書は残っていないが、夫の分は領収証書があり納付済みとされているのに、私の分だけが未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和47年2月16日に連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦が所持する領収証書により、申立期間直前の48年4月から同年9月までの国民年金保険料は、夫婦同日に納付していることが確認できる。

また、申立人は、自分が夫婦二人分の保険料を納付していたと述べており、申立人の夫については、申立期間の保険料を昭和49年4月4日に納付していることが領収証書により確認できることから、申立人がその夫の分の保険料を納付しながら、自らの保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立期間は6か月と短期間であり、前後の期間は納付済みとなっていることを考え合わせると、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から53年3月まで

私は、夫の転勤の都度、転入届と一緒に国民年金の住所変更届も必ず行った。A銀行（現在は、B銀行）の各地の支店で、転入当初は納付書、その後は口座振替で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していたC市の保管する「被保険者名簿兼検認票」には、申立人が、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を同年6月に、同年7月から同年9月までの保険料を同年9月28日に、同年10月から同年12月までの保険料を同年12月26日に、53年1月から3月までの保険料を53年3月26日にそれぞれ納付したことを示す検認印があり、昭和51年度の欄には「完納（市外検認）」の記載が確認できる。

また、申立期間は、15か月と比較的短期間である上、申立期間の前後の期間は納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から40年8月までの期間及び41年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年3月から40年8月まで
② 昭和41年1月から同年3月まで

私は、昭和38年4月から39年3月までA区で働いていたが、20歳になったときB役場（当時）から国民年金の加入通知があり、母が国民年金の加入手続を行った。当時はB町（現在は、C市）の地区ごとに納税組合があり、同年3月から40年8月までの国民年金保険料は母が地区の組長宅へ行って納めていたはずである。

また、昭和41年1月から同年3月までの保険料については、同年1月に結婚してからD区に住んでおり、郵便局に納付書で納めていた。申立期間①及び②が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和39年4月に国民年金に強制加入しており、加入時点で国民年金保険料の現年度納付が可能である上、申立期間①は18か月と比較的短期間である。

また、C市保険年金課では、B町の地区ごとに国民年金保険料、国民健康保険料等の徴収を委託していたと述べていることを踏まえると、申立人が国民年金の加入直後から未納とされていることは不自然であり、納付していたものとするのが自然である。

2 申立期間②については、申立人は当該期間に住んでいたD区Eで、昭和41年4月から任意で国民年金に加入し、保険料を納付している。また、納付した保険料は月額100円であったと述べており、当時の保険料月額

と一致する上、申立期間②は3か月と短期間であることを踏まえると、申立期間②は納付していたものと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年9月及び6年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年9月
② 平成6年1月から同年3月まで

私の国民年金については、A市の両親が国民年金の加入手続を行い、B大学を卒業してC市に住むまでは両親が国民年金保険料を納付しており、その後は自分でアルバイトをしながら納付していた。国のすることに全幅の信頼を寄せて保険料の納付を続けてきたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料は月額1万円くらいと述べており、当時の保険料月額とおおむね一致している上、申立期間①は1か月、申立期間②は3か月と短期間であり、申立人は国民年金の被保険者期間のうち、申立期間以外に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間②については、申立期間①、平成5年10月及び11月の保険料は7年12月4日に過年度納付されており、6年4月から60歳になる12年*月までの期間については、毎年申請免除の手続を行ってきたことを考え合わせると、申立期間②の保険料は過年度で納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月から同年 10 月まで

私は、転職後、市役所に勤める知人に勧められて、A市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずなのに、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、転職後、市役所に勤める知人に勧められてA市役所B出張所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと申述しているところ、A市は、申立期間当時、当該出張所で国民年金の加入手続きは可能であったと回答していることから、申立人の主張は具体的であり、かつ当時の状況と符合する。

また、申立人の転職直後の標準報酬月額より、申立人は、申立期間の保険料を納付することは経済的に可能であったと推認できる。

さらに、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は申立期間以降、保険料の未納及び未加入の期間は無く、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを適切に行っている上、申立期間当時、申立人と同一住所に居住していた申立人の母は、申立期間の保険料が納付済みであることから、申立期間の保険料は納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間、62年4月から同年6月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年1月から51年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和62年4月から同年6月まで
④ 昭和62年10月

私の国民年金については、義父が昭和47年にA市役所B支所において国民年金の加入手続を行い、以後数年間は国民年金保険料を納付してくれたはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年10月ごろに払い出され、同時期、国民年金の加入手続を行ったと推認できることから、申立期間②、③及び④は現年度納付が可能な期間である。

また、申立期間②は6か月、申立期間③は3か月、申立期間④は1か月とそれぞれ短期間である上、申立期間②、③及び④は、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであることから、保険料の納付をしていたとする申立人の義父が現年度納付していたと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①は、申立人の義父が加入手続を行った昭和51年10月の時点で、その過半は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は加入手続及び加入当初の保険料の納付に関与しておらず、納付を行ったとするその義父は、既に亡くなっており、加入手続及び

加入当初の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間、62年4月から同年6月までの期間及び同年10月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から49年3月まで
② 昭和49年7月から同年9月まで
③ 昭和51年10月から同年12月まで

私の国民年金の加入手続と申立期間の国民年金保険料の納付については、その当時、婚姻関係にあり同居していた元妻が行っていたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間である上、申立人は申立期間当時の生活状況、収入等に変化は無かったと供述しており、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであることから、申立期間②の保険料を納付していたと考えても特段不合理ではない。

また、申立期間③についても、3か月と短期間である上、保険料の納付を行っていたとする申立人の元妻の保険料は納付済みであり、申立期間③については申立人の元妻が夫婦二人分の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、申立人の元妻が国民年金の加入手続を行い、元妻が自身の保険料と一緒に納付していたと主張しているが、申立人の元妻へ当時の納付状況等について文書照会したところ、当時の記憶は定かではなく、納付状況等について明確な回答はできないと述べており、申立期間①に係る納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から同年9月までの期間及び51年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月1日から同年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年7月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月26日にそれぞれ訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月1日から同年12月26日まで

私は、大学卒業後の昭和33年4月1日にA社に入社し、同年12月25日までB（職種）の仕事をしていたのに、そのときの厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことが推認できる。

また、当該事業所の元取締役は、「当時見習い期間があり、3か月経過後、面接をして正社員にするか、あるいはそこで辞めてもらうか決めていた。3か月を超えて勤務していたということならば、申立人は正社員である。」と供述している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じ大学を卒業し、昭和32年4月に入社した者は、入社から3か月後の同年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、申立期間当時、当該事業所では勤務開始から3か月経過後にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられ、申立人は、申立期間のうち、昭和33年7月1日から同年12月26日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され

ていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同種の業務で、同年齢くらいの元同僚の社会保険事務所（当時）の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間に行われるべき、事業主による被保険者資格取得届、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定や事業主による申立てどおりの資格喪失届などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年7月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和33年4月1日から同年6月30日までについては、元取締役は、「見習い期間が3か月あった。」と供述しているところ、複数の元同僚は、勤務開始時期について、厚生年金保険の被保険者資格を取得した2か月から3か月前であった旨供述していることから、申立期間当時、当該事業所では勤務開始から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、A社（B区C（当時））において、昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出、A社（D区E（当時））において、同年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年4月7日に資格を喪失した旨の届出及び同社F事業所において、同年4月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得日及び資格喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和20年3月から同年5月までは50円、同年6月から21年3月までは60円、同年4月から同年6月までは180円、同年7月から22年4月までは450円、同年5月は600円、同年6月から同年10月までは300円、同年11月及び同年12月は600円、23年1月から同年7月までは400円、同年8月から同年12月までは3,000円、24年1月は3,300円、同年2月及び同年3月は3,000円、同年4月は3,600円、同年5月から同年9月までは5,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月9日から24年10月1日まで

私は、昭和19年10月にA社に入社し、結婚で退職した24年9月末まで勤務していたが、同社での厚生年金保険の被保険者資格喪失日が20年3月9日になっているので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和20年3月9日となっていることが確認できる。

しかし、A社（B区C）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の、申立人の「資格喪失日」欄には、資格喪失日を二重線で取り消された記載があり、新たな資格喪失日の記載は無く、昭和20年6月に標準報酬月額

が改定されていることを踏まえると、オンライン記録の喪失日である同年3月9日以降も継続して勤務していたと認められる。

また、A社は、B区Cにおいて、昭和21年7月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているものの、同日にD区Eにおいて厚生年金保険の適用事業所になっているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる上、「資格喪失日」欄には、日付の記載は無い。

一方、A社F事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は厚生年金保険の被保険者資格を昭和24年4月8日に取得し、同年10月1日に喪失していることが確認できる。

以上のことから判断すると、社会保険事務所において、申立人に係るA社における被保険者記録が適切に管理されていなかったことがうかがえる。

なお、A社（D区E）は、昭和24年4月7日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に「資格喪失日」欄に日付の記載が無い複数の元同僚の資格喪失日は、適用事業所でなくなった日と同日であることから、申立人の当該事業所における資格喪失日は、同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、A社（B区C）において、昭和21年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出、A社（D区E）において、同年7月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、24年4月7日に資格を喪失した旨の届出及び同社F事業所において、同年4月8日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、被保険者名簿に記載されている記録から、昭和20年3月から同年5月までは50円、同年6月から21年3月までは60円、同年4月から同年6月までは180円、同年7月から22年4月までは450円、同年5月は600円、同年6月から同年10月までは300円、同年11月及び同年12月は600円、23年1月から同年7月までは400円、同年8月から同年12月までは3,000円、24年1月は3,300円、同年2月及び同年3月は3,000円、同年4月は3,600円、同年5月から同年9月までは5,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和43年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月30日から同年6月1日まで

私は、昭和43年4月30日にA社に入社し、平成19年1月25日に退社するまで、継続して勤務した。申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された、A社に入社して初めての給与である昭和43年5月度の給与明細書及び同社の後継会社であるC社（後に、B社に名称変更）が63年10月1日付けで申立人に交付した20年永続勤務表彰状、B社が申立人に交付した在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に43年4月30日に入社して、継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和43年5月度の給与明細書により3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和51年5月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで

私は、A社の親会社であるB社の方針により、同社の関連会社であるC社（現在は、D社）にほかの職員と共に移籍することとなったが、A社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和51年4月30日、C社の資格取得日が同年5月1日となっており、厚生年金保険被保険者期間に1か月の未加入期間があるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、D社の事業主回答書及び複数の元同僚の証言から判断すると、申立人が昭和51年4月30日までA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、オンライン記録によれば、A社は、申立期間において適用事業所としての記録は無いが、申立人と同じく昭和51年4月30日に被保険者資格を喪失した元同僚7人のうち5人と連絡が取れ、全員が1日も空けることなく、C社に移籍したと証言していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年3月の申立人のA社における社会保険事務所の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、社会保険事務所（当時）に適用事業所でなくなった届出を誤って提出したものと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本店における資格喪失日に係る記録を昭和24年1月17日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年1月17日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年11月及び同年12月は1,800円、24年1月は6,600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年11月17日から24年2月1日まで

私は、昭和15年5月にD社本店に入社してから、同社がA社になり、55年8月に同社E支店で定年退職するまで一度も職を離れたことはないが、同社本店から同社C支店へ異動した際、23年11月17日から24年2月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が欠落しており、納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る人事記録の写し、申立人から提出された永年勤続感謝状の写し及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和24年1月17日に同社本店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店及び同社C支店に係る社会保険事務所（当時）の記録から、昭和23年11月及び同年12月は1,800円、24年1月は6,600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び

周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 6 月 28 日から 39 年 11 月 21 日まで
③ 昭和 41 年 10 月 13 日から 43 年 7 月 7 日まで
④ 昭和 43 年 7 月 8 日から同年 10 月 12 日まで
⑤ 昭和 43 年 11 月 21 日から 44 年 9 月 21 日まで
⑥ 昭和 45 年 1 月 5 日から同年 2 月 28 日まで
⑦ 昭和 45 年 2 月 27 日から同年 9 月 1 日まで
⑧ 昭和 45 年 9 月 1 日から 46 年 4 月 1 日まで

私は、「ねんきん特別便」により、申立期間の厚生年金保険料が脱退手当金として、昭和 46 年 5 月 18 日支給と記録されていることを初めて知ったが、この脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

本来、脱退手当金を支給する場合、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間以外の厚生年金保険被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、本人申請が行われたとは考え難い。

また、A社の被保険者期間は、支給対象期間となっている申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、支給対象期間となっていないことから、社会保険事務所（当時）における支給決定事務処理に不適切さが認められる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社B支社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を昭和49年12月3日に、資格喪失日に係る記録を51年7月16日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月3日から51年7月16日まで

私は、昭和49年12月3日から51年7月15日までA社B支社に勤務したのに、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が空白になっているので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社から提出された退職証明書及び当該事業所が「申立人は、厚生年金保険に加入する正社員であった。」、「入社時から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答していることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所に勤務し、申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において申立期間当時、同年齢で同様の業務に従事していた元同僚の記録から8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和42年1月8日、資格喪失日は、44年9月21日であると認められることから、当該期間に係る資格取得日の記録を42年1月8日、喪失日の記録を44年9月21日にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、昭和42年1月8日から44年9月21日までの標準報酬月額については42年1月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年9月までは1万8,000円、同年10月から44年8月までは2万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年1月1日から46年1月1日まで
昭和42年1月からB社又はA社で4年間ぐらいC(作業)をしていた。一緒に勤務していた元同僚の氏名を覚えており、厚生年金保険料も給与から控除されていたと思うので、年金記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「B社又はA社で仕事をしていた。」と主張するところ、同一住所地に同一事業主が経営する両事業所が所在したことが確認でき、申立人が氏名を挙げた7名の元同僚のうち、6名はA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名があり、残り1名はB社の同名簿に氏名がある上、連絡の取れた元同僚は、申立人が両事業所のどちらかの事業所で勤務していたことを覚えていたことから、申立人が申立期間にどちらかの事業所で勤務していたことは推認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が昭和23年*月*日と異なるが、申立人の旧姓で、42年1月8日から44年9月21日までの厚生年金保険の加入記録があり、当該被保険者の厚生年金保険被保険者記号番号の払出簿を確認した結果、未統合となっている。

さらに、申立人は、「過去に異なった生年月日を使用していた記憶は無

い。」と供述しているが、申立人の厚生年金保険被保険者記録として平成21年7月7日に名寄せされた申立期間前のD社における厚生年金保険の加入記録の被保険者原票における生年月日は、昭和23年*月*日であり申立人の生年月日と異なっている。

以上のことを総合的に判断すると、申立人の生年月日が異なって記録管理がされていることがうかがえることから、申立人が主張する申立期間のうち、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における生年月日が異なる申立人の旧姓による加入記録は、申立人の記録であると認められ、事業主は、申立人について、昭和42年1月8日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、44年9月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、当該期間における標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和42年1月から同年9月までは1万6,000円、同年10月から43年9月までは1万8,000円、同年10月から44年8月までは2万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和44年9月21日から46年1月1日までの期間については、B社及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において当該期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

また、申立人が氏名を挙げた元同僚から申立人が退職した時期について明確な証言を得られないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間のうち、昭和44年9月から45年12月までの期間における保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和44年9月から45年12月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月28日から同年7月16日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年7月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立人は、申立期間のうち、B社における平成4年7月16日から6年1月31日までの標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

また、申立人の当該事業所における平成4年7月16日から6年1月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年1月31日から同年2月1日までの標準報酬月額は、30万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間のうち、C社における平成6年2月1日から同年8月31日までの標準報酬月額は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（9万8,000円）であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立人の当該事業所における平成6年2月1日から同年8月31日までの期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、7年11月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年8月31日から7年11月1日までの標準報酬月額は、9万8,000円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間のうち、平成7年11月1日から8年1月1日について、その主張する標準報酬月額（50万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月28日から同年7月16日まで
② 平成4年7月16日から6年1月31日まで
③ 平成6年1月31日から同年2月1日まで
④ 平成6年2月1日から同年8月31日まで
⑤ 平成6年8月31日から7年11月1日まで
⑥ 平成7年11月1日から13年11月1日まで

私は、平成3年3月22日にA社に課長として再入社して以降、14年1月31日に退職するまで継続して勤務していた。社会保険事務所の記録では、3か所の厚生年金保険被保険者の未加入期間があるがこの期間も継続して厚生年金保険料が控除されていたので加入期間と認めてほしい。また、申立期間の給与は50万円であったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の雇用保険の加入記録から、申立人が申立期間①から⑥までについて、A社及びそのグループ会社に継続して勤務していることが確認できる。

申立期間①については、申立人が所持するA社発行の平成4年分源泉徴収票から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社からB社に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人のB社での厚生年金保険被保険者の資格取得日から、平成4年7月16日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、前後の厚生年金保険加入記録の標準報酬月額に係る保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に適用事業所でなくなっている上、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②については、オンライン記録から、申立人のB社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年7月から5年12月までの期間は30万円と記録されていたが、6年1月18日付けで4年7月までさかのぼって8万円に減額訂正されており、6年1月18日及び同年1月19日付けで減額訂正されている者が申立人を含め28名確認できる。

しかしながら、この訂正処理について他の元同僚からも申立期間当時、申立人の報酬月額がその標準報酬月額（8万円）に対応した金額に減額されたことをうかがわせる供述は得られなかった上、申立期間当時の事業主は、「当時、経理面はすべてグループ本部が統括しており、当社はD（業務）を担当する組織の1つであり、経理の内容については分からない。」と供述しているものの、元同僚の1名は、「B社は保険料を滞納していた。」と供述しており、申立期間当時、B社において保険料の滞納があったことがうかがえる。

また、申立人は、「グループ会社に勤務している間は一貫してD（業務）であった。」と供述しているところ、B社の商業登記簿によれば、申立人は同社の役員として記載されておらず、グループ会社の会長は、「申立人は、グループに入社以降ずっとD（業務）であった。」と証言していることから、当該減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成6年1月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実^{そきゆう}に即したものと^{そきゆう}は考え難く、申立人について4年7月にさかのぼって標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該減額訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円とすることが必要である。

また、申立期間③については、申立人は、「平成6年1月31日から同年2月1日まで、引き続きグループ会社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人の雇用保険の加入記録からも当該期間に継続して勤務していることが認められる。

さらに、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の被保険者資格は、平成6年1月31日に喪失した旨の記録があるが、B社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年1月31日）以降の同年3月7日に資格喪失の処理が行われており、健康保険証の回収日も同年3月7

日であることが確認でき、かつ、当該処理前の記録から、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人のB社における厚生年金保険の資格喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失の記録を平成6年2月1日に訂正することが必要である。

なお、当該申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の平成5年12月の標準報酬月額である30万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間④については、C社は、平成6年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その1年3か月後の8年1月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年2月から同年7月までの期間について9万8,000円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録を有する者の記録の中には、申立人を含め平成7年10月の定時決定がさかのぼって取り消されている者が多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録等から、6年10月31日以降も当該事業所が厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、上記同年2月から同年7月までの標準報酬月額の訂正処理とともに社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は、C社の商業登記簿によれば、同社の役員として記載されており、上記2のグループ会社の会長の証言からも当該減額訂正処理に関与したとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間④の平成6年2月から同年7月までの標準報酬月額の訂正処理については、有効なものとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

また、申立期間⑤の平成6年8月31日から7年11月1日の期間については、6年8月31日に資格を喪失した旨の記録は有効なものとは認められず、7年10月の定時決定がさかのぼって取り消されていることや、健康保険証の回収日が8年1月5日となっていることなどから、申立人の資格喪失日は7年11月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成7年10月の当初の定時決定の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

- 4 申立期間⑥については、申立人から提出された給与明細書から、申立人は、申立期間のうち、平成7年11月及び同年12月において、その主

張する標準報酬月額（50万円）に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「標準報酬月額は9万8,000円で届け出た。」と回答していることから、事業主が9万8,000円を標準報酬月額として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 5 一方、申立人は、「申立期間①から⑥のすべての期間について、実際の給与は50万円であった。」と主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。申立人が所持する平成4年分源泉徴収票及び8年1月以降の給与明細書により、申立人の4年分及び8年1月から13年10月までの期間において、オンライン記録により管理されている標準報酬月額に見合う報酬月額を超える給与を支給されていたことは推認できるが、4年分源泉徴収票の社会保険料の金額からは、上記1及び2で認める標準報酬月額を超える保険料が控除されたことが確認できない。

また、平成8年1月以降で申立人が所持する給与明細書の保険料控除額はオンライン記録により管理されている標準報酬月額（9万8,000円）に相当する控除額となっていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人の申立期間のうち、平成4年2月28日から7年11月1日までの期間及び8年1月1日から13年11月1日までの期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和26年6月1日から同年7月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格喪失日に係る記録を同年6月16日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を同年6月16日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和33年5月23日から同年6月2日までの期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社D支社における資格取得日に係る記録を同年5月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年6月1日から同年7月11日まで
② 昭和33年5月23日から同年6月2日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、同社B出張所から同社C支店へ異動したところの昭和26年6月1日から同年7月11日までの期間及び同社E支店から同社D支社へ異動したところの33年5月23日から同年6月2日までの期間について、厚生年金保険の被保険者期間とは認められないと社会保険事務所(当時)から回答を受けた。納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社から提出された退職者台帳、雇用保険の

加入記録及び当該事業主の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 26 年 6 月 16 日に同社 B 出張所から同社 C 支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 26 年 7 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②については、A 社から提出された退職者台帳、雇用保険の加入記録及び当該事業主の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 33 年 5 月 23 日に同社 E 支店から同社 D 支社に異動）、当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社 D 支社における昭和 33 年 6 月の社会保険事務所の記録から 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和53年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和51年3月1日から53年1月末までA社に継続して勤務し、同年2月1日に親会社のB社C支店（現在は、D社）に異動したが、同年1月のA社における厚生年金保険の加入期間が欠落していることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された人事記録、雇用保険の加入記録及び申立期間当時の同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和53年2月1日にA社から親会社であるB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年12月の申立人のA社に係る社会保険事務所（当時）の記録から、32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書から昭和53年1月31日を資格喪失日として届け出たことが確認でき、事業主は資格喪失届の記載に過誤があったことを認めていることから、事業主が資格喪失日を同年2月1日と届け出るべきところ、同年1月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月

の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金 事案 2254

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日を昭和22年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年1月1日から同年6月1日まで

私は、昭和22年1月にA社C事業所から同社B工場に異動して以降、34年3月まで同社に継続して勤務していたにもかかわらず、22年1月1日から同年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録及び在籍証明書により、申立人は同社に継続して勤務し（同社C事業所から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A社から提出された人事記録によると、昭和21年12月1日にB工場勤務を命ぜりと記載されていることが確認できるが、申立人は当時の状況を鮮明に記憶しており、「昭和21年12月に一度、B工場へ挨拶に行き、忘年会に工場長と一緒に出席した。実際の赴任は翌年の正月が明けてからである。」と供述していることから、22年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年6月の申立人のA社B工場に係る社会保険事務所（当時）の記録から600円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者の資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年2月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から55年1月まで

私は、昭和45年に入社してすぐに、会社で国民年金の加入手続をしてもらい、毎月会社の経理を担当していた者が集金して納付していたので申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の会社が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付は、その会社の経理を担当していた者に依頼し毎月納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から昭和55年2月ごろに払い出され、同時点において国民年金の加入手続が行われたものと推認されることから、国民年金の加入は入社後の45年とする申述と相違している上、同年では申立人は国民年金の加入対象年齢に到達しておらず、加入手続を行うことはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が申立人に払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、関与したとする者の所在は確認できないことから保険料の納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から同年3月までの期間、同年9月、9年2月から同年3月までの期間、同年6月から10年11月までの期間、11年1月から同年2月までの期間、13年12月から14年2月までの期間、同年12月から15年1月までの期間及び同年11月から16年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月から同年3月まで
② 平成6年9月
③ 平成9年2月から同年3月まで
④ 平成9年6月から10年11月まで
⑤ 平成11年1月から同年2月まで
⑥ 平成13年12月から14年2月まで
⑦ 平成14年12月から15年1月まで
⑧ 平成15年11月から16年7月まで

申立期間の国民年金保険料は、私か母が送られて来た納付書を使用して郵便局で納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付時期、納付金額及び納付した郵便局についての具体的な記憶は無いとしており、申立人に依頼され保険料の納付を行ったとする申立人の母からも申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な申述は得られないため、納付状況が不明である。

また、申立期間は合計8回と多数ある上、申立期間当時は、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、複数回にわたり、行政側の記録管理に過誤があったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から7年3月まで

私は、平成13年3月ごろA市B区役所で国民年金の第1号被保険者から第3号被保険者への種別変更手続を行った際、区職員から学生時代の半年分の国民年金保険料に未納があるので納付するように言われ、申立期間の保険料をさかのぼって納付した。過去の未納分を7年後に納付したのに、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成13年3月ごろ申立期間の国民年金保険料を過年度納付したと申述しているところ、納付した同年3月時点において、申立期間は時効により納付できない期間である上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、保険料の納付の前提となる国民年金手帳記号番号が申立人に払い出されたことは確認できないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料額は約6万円であったと主張しているが、オンライン記録によると、申立人が平成13年2月に12年12月から13年2月までの保険料3か月分を納付したことが確認できる上、同年6月の還付記録から、同年3月の保険料1か月分は納付済みであったと考えられることから、申立人が申立期間の保険料約6万円を納付したとの主張は、12年12月から13年3月までの法定保険料額5万3,200円を納付したときの記憶によるものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2679

第1 委員会の結論

申立人の平成 18 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月から同年 6 月まで

私は平成 18 年 5 月か同年 6 月ごろ A 市役所で若年者納付猶予の申請を行った。その後、同年 7 月に就職したので、同年 7 月か同年 8 月に市役所で申立期間の保険料 5 万円ほどを納付したにもかかわらず、申立期間が納付済みとされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、若年者納付猶予期間の国民年金保険料を平成 18 年 7 月か同年 8 月に市役所において納付したと申述しているところ、オンライン記録によると、若年者納付猶予の入力処理が同年 7 月 31 日に行われていることから、入力した時点では申立期間は未納であったことが推認できる上、同日以降、若年者納付猶予となっている申立期間の保険料を納付する際、必要となる追納納付書が作成された形跡は見当たらない。

また、申立期間当時は、基礎年金番号導入後であり、基礎年金番号に基づく保険料収納事務の電算化が図られていたことから、年金記録管理に過誤が生じるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月から59年3月まで
私が20歳になったとき、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれたはずであり、国民年金保険料は、私が結婚するまで父が納付していたのに申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和53年*月ごろ、父が申立人の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の資格取得日から59年10月ごろに払い出され、同時期に、加入手続を行ったことが推認できることから、20歳になった時点において加入手続を行ったとする主張と相違している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた事情は見当たらない。

さらに、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和59年10月時点において申立期間の過半である57年6月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、関与したとする申立人の父は既に亡くなっており、加入手続及び保険料の納付状況等について確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2681

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 4 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に勤めていた事業所を退職して市役所の年金課で国民年金の任意加入の手続を行った。そのときに交付された納付書で国民年金保険料を納付したにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 1 月に市役所の年金課で国民年金の任意加入の手続を行ったと申述しているところ、申立人が所持する年金手帳には 56 年 5 月 27 日に任意加入により資格を取得したことが記載されており、オンライン記録とも一致することから、任意加入以前の申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料の納付ができない期間である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年2月から62年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年2月から62年1月まで

私が勤務していた事業所は、当初厚生年金保険に加入していなかった。20歳になったときに市役所からの通知と広報紙で国民年金に加入しなければならないことを知り、母に加入手続を行ってもらい、勤務先が昭和62年2月に厚生年金保険に加入するまでの間の国民年金保険料を納付した。

申立期間について未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になったときに国民年金の加入手続を母に依頼し、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張するところ、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に申立期間に係る被保険者の資格記録の記載は無く、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号の払出しについて、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間において申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母の記憶は明確ではなく、加入状況が不明である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの期間、61 年 4 月から同年 8 月までの期間及び 62 年 3 月から 63 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで
② 昭和 61 年 4 月から同年 8 月まで
③ 昭和 62 年 3 月から 63 年 7 月まで

私の国民年金の加入記録については、社会保険事務所（当時）から確認できないと連絡があったが、私が 20 歳のときに母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したはずである。申立期間は家業を手伝っていたので、私の給料から母が保険料を間違いなく納付していたはずなので未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立人の母が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと申述しているところ、オンライン記録では、申立人の国民年金の加入記録は無く、申立期間は未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の母は、既に亡くなっているため、納付状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 7 月

私は、平成 8 年 12 月末に会社を退職後、A 市役所で国民年金第 3 号被保険者の届出を行い、その後も夫が転職する際には、国民年金の切替手続を行っており、申立期間について夫は納付したことになっているのに、私の記録は未加入とされていることは納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録によると、申立期間の前後は国民年金の第 3 号被保険者期間であり、第 2 号被保険者である申立人の夫が、厚生年金保険被保険者資格を平成 14 年 7 月 31 日に喪失し、同年 8 月 1 日に取得したことにより、1 か月の未加入期間が生じたことが確認できることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、申立期間において申立人の夫は国民年金保険料が納付済みとされているところ、平成 14 年 8 月 27 日に B 社会保険事務所（当時）が申立人の夫に対して国民年金適用勧奨を行ったことから、申立人の夫は国民年金の加入手続を行い、同年 11 月 11 日に保険料を納付したことが確認できるが、申立人に対しては、国民年金適用勧奨、国民年金の加入手続及び保険料の納付が行われたことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間が納付済みと記録されている申立人の夫は、申立期間に係る加入手続及び保険料納付についての記憶が不鮮明のため、申立期間の納付状況等が不明である上、申立人が、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 6 月から平成元年 3 月まで

私は、大学を卒業後初めて入社した会社を退職後、仕事を探しているときに、国民年金の加入手続を行い、その後、就職が決まり厚生年金保険に加入するまでの申立期間については、自分自身で国民年金保険料を納付していたはずなのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳は、昭和 59 年 4 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことにより交付されたものであり、国民年金手帳記号番号及び国民年金の被保険者資格取得の記載が無く、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を申立人自身で納付したと主張しているが、国民年金の加入手続、保険料の納付等についての記憶が不鮮明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 8 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月から平成 3 年 3 月まで
私が、20 歳になった昭和 61 年*月に A 市役所から連絡があったので、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したはずであり、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、国民年金の被保険者資格取得日は平成 3 年 4 月 1 日と記載されており、A 市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母は、申立期間に係る加入手続及び保険料の納付についての記憶が不鮮明なため、申立期間の納付状況等が不明である。

加えて、申立期間は 56 か月と長期間であり、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 2 月から平成元年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月から平成元年 8 月まで

私は、国民年金保険料を納付することが当然であると思っており、転職の都度、国民年金の切替手続きを行い、保険料を納付したはずであり、未納は無いと確信している。申立期間が未加入とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、昭和 50 年 2 月 16 日資格取得、54 年 2 月 16 日資格喪失、58 年 1 月 21 日資格取得及び 60 年 10 月 16 日資格喪失と記載されており、オンライン記録とも一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間で、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は、申立期間に係る加入手続、保険料の納付方法、納付場所、保険料額等の具体的な記憶が無いと述べている上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年11月から平成3年3月までの期間及び平成9年3月の国民年金保険料は、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年11月から平成3年3月まで
② 平成9年3月

私は、20歳になったころ市役所から国民年金の強制加入の書類と納付書が届き、学生だったが毎月国民年金保険料を納付していたことを覚えているので、昭和61年11月から平成3年3月までの期間が未加入とされていることは納得できない。また、9年3月の保険料も納付していたはずであり、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年11月から国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日が平成3年4月1日と記載されており、オンライン記録とも一致することから、申立期間①は国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付はできない期間である上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

また、申立期間②については、オンライン記録によると、当初申立期間②を含む平成9年3月から11年11月までの期間は未納期間であったが、12年1月20日に申立人の厚生年金保険の被保険者記録が追加処理されたことにより生じた1か月間であることが確認でき、この時点で、当該期間は時効により保険料の納付はできない期間である。

さらに、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も、同日に種別変更処理が行われ、申立人同様未納と記録されている。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年12月から59年3月までの期間及び同年8月から60年3月まで期間の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年12月から59年3月まで
② 昭和59年8月から60年3月まで

私は、生活に余裕が出来たので、昭和54年7月ごろから付加保険料を納付する手続きをして、60年3月まで付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたはずであるのに、申立期間について、付加保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び特殊台帳により、申立期間①の定額分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、付加保険料は制度上、過年度納付することはできない。

また、申立人が所持する年金手帳の住所変更記録により、申立人は、昭和60年5月27日にA市からB市への住所変更手続きを行っていることが確認できるところ、オンライン記録により、その翌日の同年5月28日に申立期間②についても定額分の保険料を過年度納付していることが確認でき、申立期間①と同様に、付加保険料は過年度納付することはできない。

さらに、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2690

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 5 年 3 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 5 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 3 月に日本に移住し、申立期間中は専門学校及びA大学の学生であり、国民年金保険料の免除申請をしているので、申立期間について免除期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、国民年金の被保険者資格記録の記載は無く、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で、制度上、免除申請の手続を行うことはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立期間に免除申請する前提となる国民年金手帳記号番号がB区において払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、免除申請の前提となる国民年金の資格取得手続に関する記憶が明確ではない上、ほかに申立期間の国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料は無く、保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2691

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 62 年 3 月まで

私は、昭和 58 年*月に 20 歳になり、大学進学と同時に父が国民年金の加入手続を行い、就職して厚生年金保険に加入する前月の 62 年 3 月までの国民年金保険料を納付してくれたはずなのに、未加入の記録とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が昭和 58 年*月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、当時は、基礎年金番号制度導入前であり、国民年金の加入手続を行った場合、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるが、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、A 県及び B 県において、申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行った申立人の父は、当時の記憶が明確ではなく、申立人の保険料の納付実態は不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から平成元年8月までの期間及び平成7年11月から9年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から平成元年8月まで
② 平成7年11月から9年10月まで

私の母が、昭和62年4月にA市B区で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれた。また、前妻が平成7年にC市D支所で、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が、未納とされていることは納得できない

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年1月以降にE社会保険事務所(当時)からC市に払い出された手帳記号番号の一つであり、その前後の国民年金第3号被保険者の加入日によると、申立人が初めて国民年金被保険者資格を取得した時期は同年6月ごろと推認でき、申立期間①は未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

なお、申立人の母は申立期間①の加入手続き及び保険料の納付については、関与していないので分からないと述べており、申立人の主張には齟齬がある。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことは確認できない。

さらに、申立人は申立期間②に係る保険料の納付に関与しておらず、申立期間②の保険料を納付したとする申立人の前妻も申立期間②は未納であり、申立人の前妻の所在は確認できず、当時の納付状況等が不明である上、

申立期間②のうち平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間は、同番号に基づいて、保険料の収納事務の電算化が図られていたことから、記録の過誤は考え難い。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2693

第1 委員会の結論

申立人の平成元年 10 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月から 3 年 3 月まで

私は、20 歳のとき大学生だったので、私の父が A 市役所で国民年金の加入手続を行い、父が口座振替で妹の分と一緒に国民年金保険料を納付してくれていたのに、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父は、平成元年に申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行ったと主張するところ、国民年金手帳記号番号の払出日、申立人の国民年金手帳の「初めて被保険者となった日」及び「国民年金の記録（1）」の日付が 3 年 4 月 1 日とそれぞれ記載されていることが確認できる上、オンライン記録と一致していることから、申立人が国民年金に加入したのは、同年 4 月と推認でき、申立期間は、学生で任意未加入期間であり、制度上、保険料の納付はできない期間である。

また、申立人の父は、申立期間の保険料を申立人の妹の保険料と合わせて口座振替で納付していたとするが、申立人の妹が国民年金の適用対象となる 20 歳に達したのは平成 5 年 * 月であり、それ以前は国民年金に加入することができないため、申立期間において申立人とその妹の保険料を同時に納付することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索の結果、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2694

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年11月から54年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年11月から54年12月まで

私は、結婚した昭和53年11月にA市役所で国民年金の加入手続を行い、2か月又は3か月に1回くらいの割合で夫が国民年金保険料を市役所で納付してくれていた。年金加入期間に空白ができないように注意していたので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年11月に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は国民年金手帳記号番号払出簿及び前後の任意加入者の資格取得日から55年1月に払い出され、同時期に国民年金の加入手続を行ったものと推認できる。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は国民年金に未加入の期間であるため、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人の年金手帳には、同一者によるものと思われる字体で昭和51年12月から55年1月までの国民年金の資格記録が記載されており、A市が記入処理を行ったことを示すゴム印が押されていることから、同年1月に加入手続が行われ、この時点でさかのぼって資格記録が記載されたが、このときに申立期間は結婚後の任意の加入対象期間であるため、さかのぼって資格を取得することはできず、保険料が納付できなかったものと推認される。

加えて、申立人の年金記録には、昭和52年10月から53年3月までの

期間及び同年7月から同年10月までの期間が過年度納付された記録と51年12月から52年9月までの期間が第3回特例納付（53年7月から55年6月の期間実施）により納付された記録があり、これらの記録からは申立人が55年1月に国民年金の加入手続を行い、その時点で時効になっていない52年10月以降の未納期間を過年度納付し、時効となっていた同年9月以前の未納期間は第3回特例納付制度を利用して納付したことがうかがわれ、加入手続が行われた日が申立人の主張する53年11月であるならば、51年12月は時効とならないことから、このような納付記録になることは考えられない上、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 2695

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 8 月

私の妻は、申立期間の国民年金保険料が納付済みとなっているが、私の保険料だけを納付しないはずがないので、申立期間が未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手帳には、申立期間に係る国民年金の資格記録の記載は無く、平成 11 年 8 月に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した際に、社会保険事務所（当時）において「第 1 号・第 3 号被保険者取得勧奨」が作成され、13 年 2 月には、「未加入期間国年適用勧奨の未適用者一覧表（最終）」も作成されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付はできない期間である。

また、申立期間は平成 9 年 1 月の基礎年金番号導入後の期間であり、保険料の収納事務の電算化が図られた後のことであることを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 2 月 7 日から 32 年 5 月まで
昭和 31 年 2 月から 32 年 5 月まで A 区 B 所在の C 事業所（現在は、D 事業所）に勤務し、E（業務）などを行った。同事業所において勤務した期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 31 年 2 月から 32 年 5 月まで A 区 B 所在の C 事業所に勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は、昭和 33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

また、申立人が氏名を挙げた元上司 1 名及び元同僚 4 名は、姓のみの記憶であるため、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において個人を特定することができないことから、同僚等へ聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態等について証言を得ることができない。

さらに、申立人が正職員として在職したか否かについて、上部機関（F 及び G）に照会したが、いずれも「申立人の在籍を確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2256

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月 1 日から平成 3 年 5 月 8 日まで
A社に勤務していた当時の給与は 26 万円程度だったが、標準報酬月額が 14 万円程度になっていることは納得できない。預金通帳のコピー及び市民税・県民税の納税通知書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金通帳におけるA社からの給与振込額の記録により、申立人は、申立期間当時、社会保険事務所（当時）に届けられた標準報酬月額から計算される報酬月額よりも高い報酬月額が支払われていたことは推認できるものの、当該資料は申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を控除されていたことを裏付ける資料とはいえず、ほかに申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の関係資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態について確認することができない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険の加入記録にも不合理な処理は見られないことから、社会保険事務所は、オンライン記録により、当該事業所から申立人の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を徴収していたと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 33 年 1 月 29 日から 35 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 11 月から 35 年 3 月末日まで、A 区 B の C 社に勤めたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているので、訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の同僚を記憶していないことから、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時勤務していた元同僚を抽出し、申立人の勤務実態について照会し、7 名から回答を得たが、そのうちの 6 名は申立人を記憶していない上、残りの 1 名は、「申立人は、昭和 32 年暮れごろ C 社に入社し、翌年 1 月ごろ退社し、別の会社に移った。」と証言している。

また、申立人は、昭和 32 年 12 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、33 年 1 月 29 日に資格を喪失しており、同名簿に「退職」と記載されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の事業主は、「当時の人事記録、賃金台帳等を保管していない。」と回答していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年1月31日から27年12月1日まで
私は、A（地域）の米軍キャンプでB（職種）の仕事を2年半くらいしていた。国の機関に勤務したのに、記録が無いということは納得できない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前においてC 渉外労務管理事務所に係る被保険者記録が確認できるところ、「D（職種）の仕事は一人でやるもので、E（職種）やF（職種）と一緒に仕事をするのはあったが、同僚の名前は思い出せない。」と供述していることから、同僚等へ聞き取り調査を行うことができない。

また、申立期間のうち昭和26年7月以降については、「連合軍要員のうち非軍事的業務に使用されるに至った者の被保険者資格について」（昭和26年7月3日付保発第51号）により、同年7月1日以降、非軍事的業務に使用される者及びハウス等個人的に使用されるに至った者は、政府の直備使用人としての身分を喪失することとなり、厚生年金保険の強制被保険者から除かれている。

さらに、G防衛局は、「当時、H県が駐留軍施設等労働者の労務管理を行っていたが、これらの資料について当局に引継ぎが行われていないので、確認できない。また、当局からH県に資料の保管状況について問い合わせたところ、資料の存在を確認できないとのことであった。」と回答していることから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2259

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 7 月から同年 10 月 1 日まで

私は、恩師の紹介でA社（現在は、B社）C工場に昭和 27 年 7 月に入社し、28 年 3 月に退職するまで継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 27 年 7 月からA社C工場に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人が氏名を挙げた当時の同僚は既に亡くなっていることから、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、昭和 27 年 3 月から 28 年 6 月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得している者が 43 人おり、そのうち連絡が取れた 4 人は、「私の当該事業所での厚生年金保険の被保険者期間に欠落は無い。」とそれぞれ供述している。

また、上記連絡が取れた 4 人のうち 3 人は、申立人が勤務していたことは証言しているものの、申立人の入社時期までは確認できず、申立人の勤務期間を特定することができない。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2260

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 1 月 18 日まで

私は、前職在職中に有給休暇を利用して、A社（後継会社は、B社）の研修を受け、昭和 52 年 11 月 1 日に社員として入社した。同社が発行した退職証明書にも入社日が同年 11 月 1 日と記載されており、この期間が厚生年金保険の被保険者とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社が発行した退職証明書には、申立人の入社日が昭和 52 年 11 月 1 日と記載されていることから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、昭和 53 年 1 月 18 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時、申立人の上司であった者は、「申立人がA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは、同社が新規適用となった昭和 53 年 1 月 18 日である。」と証言している。

さらに、B社は、「当社が保管する雇用保険資格喪失確認通知書により、申立人が昭和 52 年 11 月 1 日からA社に勤務していたことは確認できるが、申立期間における厚生年金保険料の控除及び申立てどおりの届出の有無等については不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 6 月 1 日まで
② 昭和 42 年 8 月 1 日から同年 9 月 20 日まで

私は、昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 9 月 20 日まで、A市にあったB事業所にC（職種）として継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたのに、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、当時の複数の同僚の証言により、申立人が当該期間にB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、複数の元同僚は、「C（職種）として採用された後、1年以上の見習い期間があり、この間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから、当該事業所では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたことがうかがわれる。

一方、申立期間②については、元役員から提出された昭和 42 年 8 月 1 日付けのD社会保険事務所（当時）あての申立人に係る資格喪失届の送付状から、当該事業所は申立人に係る資格喪失届を同日付けで提出していたことが推認できる。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、元役員は「当該事業所は既に廃業し、関連資料は整理したので無い。」と回答していることから、申立人の申立期間①及び②当時の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 11 月 1 日から 9 年 10 月 1 日まで
ねんきん特別便によると、私がA社B支店に勤務していた当時の平成 8 年 11 月から 9 年 9 月までの標準報酬月額が 56 万円となっているが、59 万円の間違ひではないかと思う。申立期間当時の給与明細書を添付するので正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

しかし、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書により認定される標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 2 月 15 日まで
私は、昭和 46 年 2 月 1 日から 48 年 2 月 15 日まで、A 社（現在は、B 社）に勤務していたのに、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B 社は、「C（職種）については、昭和 49 年から社会保険に加入させる取扱いをしており、申立期間については社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、申立人は、申立期間中は夫の健康保険証を使用したと主張している。

さらに、申立人は元上司及び元同僚を記憶していないことから、オンライン記録により、A 社 D 支社における被保険者をサンプル調査しようとしたが、同社に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、当該事業所の被保険者記録は同社本社において一元的に管理されており、支社毎に記録管理されておらず、同社 D 支社の当時の同僚を特定し同僚等から聞き取り調査を行うことができないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態を確認することができない。

なお、申立人は申立期間当時のものであるとする給与明細書を提出しているが、この給与明細書には支給年及び支給事業所名が記載されておらず、厚生年金保険料から計算される標準報酬月額は、申立人が当該事業所に勤務する前の事業所の記録と一致することから、申立期間のものとは認められない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 19 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 16 年 4 月 1 日に A 社 B 工場に入社し、C (作業) をしていた。会社に問い合わせたところ、会社側で D 社会保険事務所 (当時) へ確認し、17 年 6 月 1 日から労働者年金保険に加入していたことが分かったので、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「被保険者台帳」(A社から申立人に交付)の資格取得年月日欄に昭和 16 年 4 月 1 日と記載されていることから、申立人が同日から当該事業所に勤務していたことは確認できる。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の資格取得年月日欄にも昭和 16 年 4 月 1 日と記載され、上記「被保険者台帳」の記録と符合する。

しかし、社会保険事務所(当時)は、上記「被保険者台帳」について「労働者年金保険の記号番号欄の「*」から始まる番号については、連番となっており、同番号を持つ者の厚生年金保険の加入記録が昭和 19 年 10 月 1 日となっていることから、厚生年金保険適用時に付番されたものと思われる。」と説明している上、「被保険者台帳記号番号払出簿を確認した結果、資格取得年月日は 19 年 6 月 1 日となっている。」と回答している。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている者のうち、オンライン記録において年金記録が確認できた者 8 名(申立人を含む。)のうち、「*」から始まる番号の者 3 名の資格取得年月日は、昭和 17 年 6 月 1 日(労働者年金保険法の保険料徴収開始日)であり、

「*」から始まる番号の者5名の資格取得年月日は19年10月1日（厚生年金保険法の保険料徴収開始日）となっており、社会保険事務所の見解に符合する。

なお、申立人の資格取得年月日が昭和19年6月1日であるのに対して、厚生年金保険の加入記録が同年10月1日となっているのは、厚生年金保険法の施行準備期間として取り扱われたことによるものである。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2265

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 2 月 20 日から 53 年 1 月 10 日まで
私は昭和 51 年 2 月 20 日から 53 年 1 月 10 日まで、A 区 B にある C 社に正社員として勤務していたが、そのときの厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C 社の事業主の証言により、申立期間当時、当該事業所に勤務したことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所として確認することができない。

また、当該事業所の事業主は、「申立期間当時、厚生年金保険への加入手続を行っておらず、厚生年金保険料を納付していない。」と回答しているところ、当該事業主は、申立期間において国民年金に加入し国民年金保険料を納付している。

さらに、申立人は当時の同僚を記憶していないことから、同僚等へ聞き取り調査を行うことができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 40 年 2 月から 42 年 3 月まで A 市 B 区 C 所在の D 社に勤務し、E（業務）に従事していた。私の年金記録から同社に勤務していた期間が抜けているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間において D 社に勤務していた。」と主張している。

しかし、申立人は当時の同僚の氏名を記憶していないことから、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、所在の確認できた元同僚 3 名に照会したところ、そのうち 2 名は申立人を記憶しておらず、残りの 1 名は申立人を記憶していると供述しているものの、当該元同僚が記憶している申立人の勤務時期と申立期間は約 10 年相違しており、申立期間における申立人の勤務実態等について具体的な証言を得ることができない。

また、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も亡くなっていることから申立人の厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立期間において当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2267

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 3 月から 32 年 2 月 10 日まで
② 昭和 32 年 4 月 25 日から同年 9 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 3 月に高等学校を卒業し、新卒採用でA社（現在は、B社）に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 32 年 2 月 10 日と記録されている。また、同年 4 月 25 日にA社からC社（現在は、D社）E工場に転職したが、当該事業所における被保険者資格取得日が同年 9 月 1 日と記録されている。両申立期間が厚生年金保険に未加入とされていることは納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚の証言により、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が、昭和 31 年 3 月に申立人と一緒に新卒採用で当該事業所に入社したと供述している元同僚 2 名も、オンライン記録によると、32 年 2 月 10 日に当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、A社は、申立期間①当時、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後、加入させていたと考えられる。

また、B社の事業主は、「申立期間当時の記録を保管しておらず、申立人の勤務実態は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、D社が保有する人事経歴書及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が当該期間において当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社が保管する「厚生年金保険被保険者名簿」及び同社の加入するF健康保険組合の保管する「適用台帳」によると、申立人の被保険者資格取得日は昭和32年9月1日とされており、オンライン記録と一致する。

また、C社E工場に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同様、昭和32年9月1日に資格を取得している元同僚は、「私は、昭和32年2月1日に臨時工として入社した。」と回答している上、事業主も申立期間②当時の新規採用者について、「試用期間後（3か月かそれ以上）に社会保険に加入させていたようである。」と回答している。

これらのことから判断すると、C社E工場は、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月から 36 年 12 月まで

私は、昭和 35 年 1 月から 36 年 12 月まで、A 郡 B 町（現在は、C 市）内の D 漁港を母港とする E 丸に船員として乗り組んでいたが、その間に加入していたはずの船員保険記録が欠落していることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における E 丸の漁獲物、操業海域等に係る具体的な供述及び申立期間当時、当該漁船に乗り組んでいた元同僚の供述により、申立人の申立期間に係る F 氏所有の当該漁船における勤務実態が推認できる。

しかしながら、F 氏を船舶所有者とする当該漁船は、船員保険被保険者名簿により、昭和 32 年 6 月 20 日に船員保険の適用でなくなっていることが確認でき、申立期間当時、当該漁船は、船員保険の適用ではなかった上、上記元同僚は、「E 丸が昭和 32 年 6 月 20 日に船員保険から離脱した後も同船に乗っていた。37 年 5 月 1 日に別の漁船に乗り組み再取得するまでは、船員保険に加入できなかったため、国民年金に加入した。」と供述している。

また、当該漁船の船舶所有者は所在が不明なため、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月1日から同年8月1日まで

私は、A事業所に、B（職種）として平成6年7月1日から同年12月5日まで勤務していた。厚生年金保険の記録によると、同年7月の加入記録が無いので調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主からの回答により、申立人が申立期間において勤務していたことが確認できる。

しかし、当該事業主は、「申立人は、平成6年7月1日採用で、当時は1か月の仮採用期間があった。」、「厚生年金保険料の控除は当月控除で、8月分の保険料は8月の給与から控除している。」と回答している上、事業主から提出された賃金台帳及び申立人から提出された同年7月分の給与明細書から、申立期間に係る保険料は控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案 2270

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月 23 日から同年 8 月 26 日まで

私は昭和 45 年 3 月に A 社に入社し、専門学校に通いながら、卒業した 48 年まで勤務していた。その間、一度も辞めたことはないにもかかわらず、46 年 2 月 23 日から同年 8 月 26 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無いことは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、平成 13 年 10 月 1 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、その後に事業を引き継いだ現在の事業主に照会したが、「申立期間当時の資料は何も残っておらず、当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、学生であった申立人は昭和 46 年 2 月 23 日に資格を喪失し、同年 8 月 26 日に別の厚生年金手帳記号番号で資格を再取得していることが確認できるところ、申立人と同日で資格を喪失している学生であった当時の同僚 2 名が確認でき、そのうち 1 名は申立人と同日の同年 8 月 26 日に資格を再取得し、残りの 1 名は同年 7 月 26 日に資格を再取得していることが確認できる。

これらのことから判断すると、当時の事業主は、学生であった従業員について一時期、厚生年金保険の被保険者資格を喪失させていたことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿により、申立期間に在籍し所在の確認できた元同僚 10 名に申立人の勤務実態について照会したところ、8 名から回答があったが、具体的な証言は得られず、申立人の勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 9 月から 37 年 2 月まで
② 昭和 43 年 4 月から同年 5 月まで

私は、申立期間①についてはA区に所在するB事業所に勤務しており、厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の加入記録を調べてほしい。

また、申立期間②については、C市に所在するD事業所から厚生年金保険の証書もらった記憶があり、同社において厚生年金保険の加入記録があるはずなので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①について「B事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①については、オンライン記録によると、A区内においてB事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、当該事業所の所在地を管轄する法務局において商業登記の記録は確認できない。

また、オンライン記録によると、A区内において当該事業所と類似するE社という名称の事業所は確認できたが、申立期間①における同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間①当時の事業主及び元同僚の氏名を記憶していないため、同僚等による聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立人は、申立期間②について「D事業所に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間②については、オンライン記録によると、D事業所の名称で厚生年金保険の適用事業所は確認できない上、申立人がD事業所の所在地として供述しているC市Fには、申立期間②当時G事業所という事業所が存在したことが商業登記の記録により判明したが、オンライン記録によると、同社は厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、同社の事業主は、「当社は、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、自分自身は国民年金に加入していた。申立人のことは記憶に無い。」と証言している。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を記憶していないため、同僚等による聞き取り調査を行うことができず、申立人の勤務実態について証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間②における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。